

再 評 価 書

様式2-1

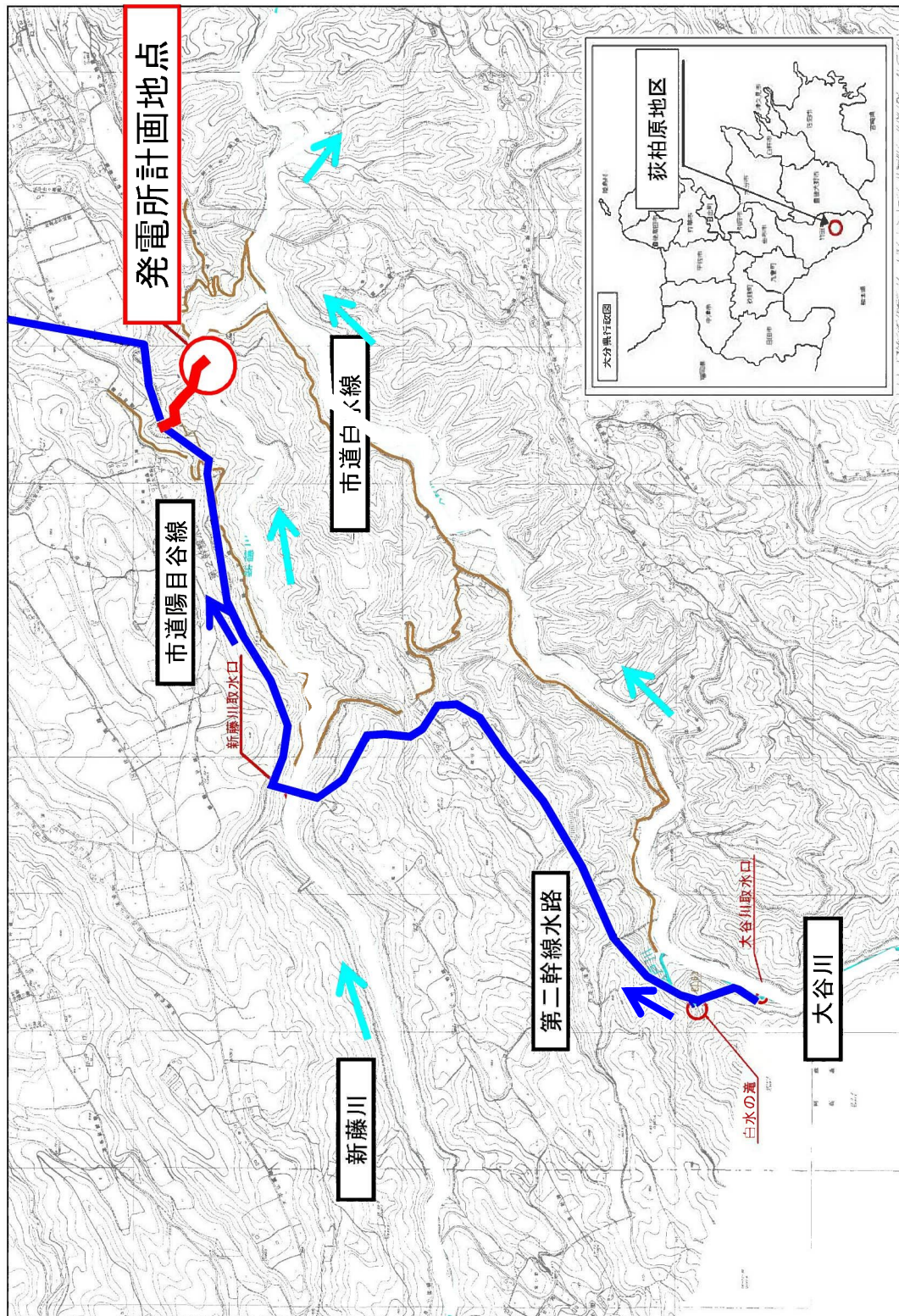
事業名・路線河川港地区名等	小水力発電施設整備事業					荻柏原地区	
所在地・工区名	竹田市荻町大字宮平						
事業の目的	農業用水路の余剰水を利用した小水力発電施設を整備し、売電収入を農業用水路等の土地改良施設の維持管理費へ充当することにより、農家負担の軽減を図り、もって農業生産性の向上、地域の振興、活性化に資する。						
再評価基準	大分県公共事業評価実施要領第2条(2)オ「大幅な事業費の増加」						
未着工・未完了の理由	九州電力(株)に売電のための接続申し込みを行った結果、太陽光発電を希望する事業者の申し込みが多く、送電系統の容量が不足し、変圧器の増設や送電線の建て替え等の大規模な送配電線対策工事が必要になることが判明した。送配電線対策工事は、売電を希望する発電事業者を公募して、効率的な整備を行うものの、全ての発電事業者から同意を得るのに想定より時間を要したため、着手が遅れた。 また、パイプライン工において、地形が一部急峻で、現場条件が悪く、未完了となっている。						
事業採択年度	採択年度:平成30年度			着工年度:平成30年度			
事業実施予定期間	当初:平成30年～令和3年			変更:平成30年～令和5年			
事業の概要	計画概要						
	【事業計画の概要】小水力発電施設 1箇所						
		当初計画 (平成29年)		今回評価時 (令和3年)		第 回変更(H 年)	
	計画期間	平成30年～令和3年		平成30年～令和5年			
	工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)
	水車・発電機	1式	250.0	1式	250.0		
	発電施設用地造成	1式	31.0	1式	91.0		
	パイプライン	300m	153.0	385m	220.0		
	ヘッドタンク	1式	10.0	1式	70.0		
	送配電線対策工事			1式	130.0		
	測量試験費	1式	70.0	1式	70.0		
	用地買収補償費	1式	1.0	1式	1.0		
	計		515.0		832.0		
事業の概要	変更内容・理由						
	<p><事業工期の延伸> 送配電線対策工事の接続検討に時間を要したことによる着手の遅れ、パイプラインの施工箇所、地形勾配が一部急峻で、現場条件が厳しくなったことで時間を要するもの。</p> <p><事業費の増> ①送配電線対策工事の費用の追加によるもの。 ②パイプラインの工事の事業費の増 ③発電施設用地造成工事の護岸工の工法変更 ④スクリーンから除塵機への変更</p>						
事業費の推移	事業進捗の状況						
	令和2年度末の進捗率:38% 用地取得率100%						
	事業年度	年度事業費	累計事業費	工 種		進捗率%	摘要
	全体	832.0	単位:百万円				
	平成30年	55.0	55.0	測量試験費		7%	
	令和元年	71.9	126.9	測量試験費、送配電線対策工事		15%	
	令和2年	188.0	314.9	送配電線対策工事、発電施設用地造成、発電施設、パイプライン、ヘッドタンク		38%	
	令和3年	300.0	614.9	送配電線対策工事、発電施設用地造成、発電施設、パイプライン、ヘッドタンク		74%	
	令和4年	200.0	814.9	送配電線対策工事、発電施設用地造成、パイプライン		98%	
令和5年	17.1	832.0	送配電線対策工事、発電施設用地造成、パイプライン		100%		

再評価書

様式2-2

事業環境の変化	現場状況の変化 (社会・経済情勢の変化)	当初計画から大幅な変更はない。 太陽光等の発電事業者の急増により、送電系統の容量が不足し、変圧器の増設や送電線の建て替え等の大規模な対策工事が必要となった。		
	地元情勢の変化	当初計画から大幅な変更はない。 水路を管理する荻柏原土地改良区は、小水力発電施設による早期発電開始を望んでおり、理解は得られている。		
事業の必要性	必要性・緊急性	農業用水路等の土地改良施設は造成後長い期間が経過しており、老朽化による維持管理費が増大し、農家の大きな負担となっている。このため、早期に本事業を実施し、小水力発電による売電収入を農業用水路等土地改良施設の維持管理費に充当することで農家の負担軽減を図る必要がある。		
	整備効果	<ul style="list-style-type: none"> ・売電収入を土地改良施設の維持管理費へ充当することにより、農家の負担軽減が図られる。 ・小水力発電を推進することによりCO2の排出削減が図られる。 		
事業手法・工法の妥当性	費用便益分析	費用便益比(B/C)	事業採択時	今回 再評価時
			—	—
	費用便益の分析	小水力発電施設整備事業では、費用便益に係る効果算定基準がないことから、費用便益の算出を行っていない。 このため、事業実施の妥当性の判断として、売電収入の収益の積み立てで、耐用年数内に更新が必要な施設の再整備が可能か確認を行っている。		
	工法の妥当性	当初計画から大幅な変更はない。 ハイドロパレー計画ガイドブック(経済産業省資源エネルギー庁監修)、鋼構造物計画設計技術指針(小水力発電設備編)(農林水産省農村振興局監修)、土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「バイブライン」(農林水産省農村振興局監修)に基づき適合した工法を採用している。		
	コスト削減	設計の見直し、工種の追加により、当初計画から大幅な変更が生じている。 施設整備の詳細設計において、最も経済的かつ効率的な水車等の選定を行っている。 また、敷地造成時に発生する残土は、近隣他事業の工事に流用することで運搬距離の短縮によるコスト削減に努める。		
	環境等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・発生土は、公共工事間で流用するなど、有効利用する。 ・低排出ガス型の建設機械を使用する。 ・切盛土部は植生工を行うなど配慮している。 		
事業実施環境	事業の実効性	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度から地元土地改良区の強い要望がある。 ・令和3年度6月に、追加買収も含めて用地取得完了済。 		
	事業の成立性	当初計画から大幅な変更はない。 事業の成立性は下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。 土地改良法第4条の2の土地改良長期計画に位置づけられた政策であり、農業用水が有するエネルギーを有効活用し、小水力発電施設の導入を促進する事業である。 地球温暖化対策の推進に関する法律の第4条に基づき、温室効果ガスの排出の抑制のための施策を推進する事業である。		
	事業の特殊性	当初計画から大幅な変更はない。 標準的な小水力発電施設工事であり、技術的に施工は可能である。		
対応方針	対応方針案	継続		
	理由	農業用水の安定供給が危惧される中、事業の実施で、土地改良区の継続的かつ健全な運営が期待され、施設の適切な保全とともに、下流農地の継続的な営農が可能となる。 また、売電収入の収益の積み立てで、耐用年数内に更新が必要な施設の再整備が可能か確認を行っている。 以上の理由から、事業継続としたい。		

事業箇所位置図



再評価書

様式2-1

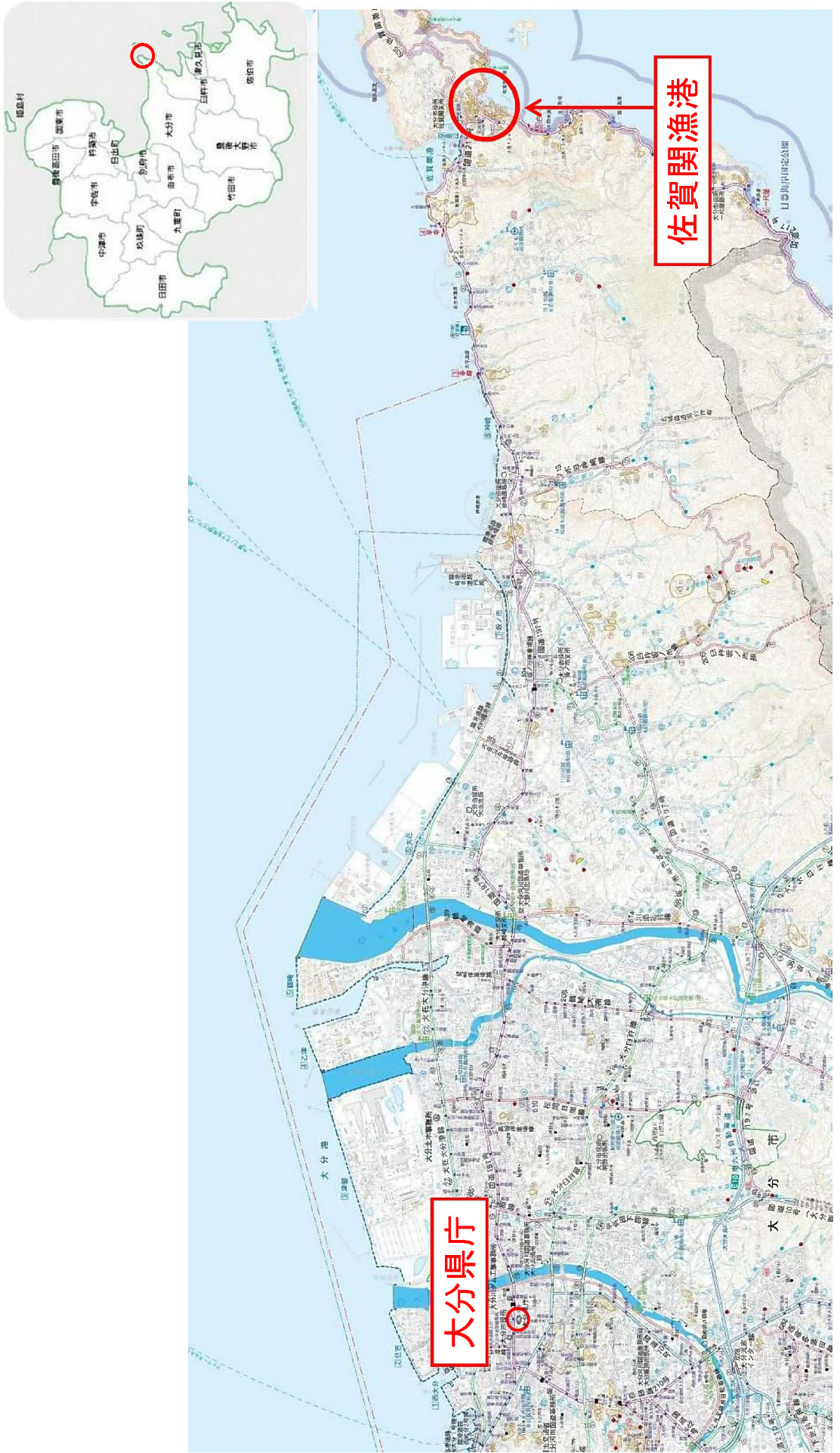
事業名・路線河川港地区名等		水産流通基盤整備事業		佐賀関漁港							
所在地・工区名		大分市 大字 佐賀関									
事業の目的		<ul style="list-style-type: none"> ・近年食品安全に関する意識の高まりを受け、漁港における衛生管理水準の向上を図り、物揚場(イクス付)、清浄海水導入施設等の整備を行う。 ・佐賀関漁港の泊地内には一時保管のためのイクスがあるが、防波堤の整備に伴う海水交換の停滞により水質悪化の懸念があることから、一部既設防波堤を透過型の防波堤に改良し水質改善を図る。 ・台風時の泊地内の静穏度が確保できていないため、防波堤の整備を行う。 ・南海トラフ地震が起きた際には甚大な被害が発生する恐れがあるため、防波堤の津波対策を行う。 									
再評価基準		再評価後5年経過									
未着工・未完了の理由		地元漁協の要望による航路・防波堤位置の再検討及び近年の台風大型化や地震・津波対策の追加などによる事業計画の見直しにより、全体事業費が増加し事業期間が延伸したため、現時点で未完了となっている。									
事業採択年度		採択年度：平成14年度		着工年度：平成14年度							
事業実施予定期間		当初：平成14年度～平成23年度		前回：平成14年度～平成30年度							
		今回：平成14年度～令和6年度									
事業の概要	全体事業概要	計画概要				防波堤 450m 防波堤(改良) 810m 防風柵 80m 護岸 50m 物揚場(イクス付) 130m 物揚場 459m 臨港道路 950m 用地(埋立) 96,200m ³ 清浄海水供給施設 1式					
		当初計画(-)		第1回変更(平成23年度)		第2回変更(平成28年度)		第3回変更(令和3年度)			
		計画期間		平成14年度～平成23年度		平成14年度～平成30年度		平成14年度～平成30年度		平成14年度～令和6年度	
		工種		数量 金額(百万円)		数量 金額(百万円)		数量 金額(百万円)		数量 金額(百万円)	
		防波堤		360m 3,000		450m 4,071		450m 5,397		450m 6,707	
		防波堤(改良)		140m 230		460m 1,897		810m 3,147		810m 3,147	
		突堤		50m 80		50m 80		0m 0		0m 0	
		防風柵		109m 22		80m 120		80m 62		80m 62	
		護岸		50m 100		100m 135		50m 134		50m 134	
		物揚場(イクス付)		130m 420		130m 1,500		130m 1,461		130m 1,461	
		物揚場		45m 100		425m 339		459m 464		459m 464	
		船揚場		40m 80		0m 0		0m 0		0m 0	
		臨港道路		870m 60		900m 230		950m 257		950m 257	
		用地(埋立)		165,200m ³ 305		120,200m ³ 112		96,200m ³ 27		96,200m ³ 27	
		荷さばき所		420m 70		0m 0		0m 0		0m 0	
清浄海水供給施設		1式 50		1式 40		1式 41		1式 41			
計		4,517		8,524		10,990		12,300			
変更内容・理由		事業費の増：物価上昇等による社会的増、環境配慮に伴う工事費の増 事業期間の増：防波堤工事における漁港利用者等との調整等により事業期間を延伸。									
事業進捗の状況		令和2年度末の事業進捗率は約89%(事業費ベース)に達している。 (用地補償及び漁業補償は無い)									
事業費の推移		事業年度	年度事業費	累計事業費	工種	進捗率%	摘要				
		全体(変更)	12,300	単位：百万円							
		平成22年度まで	3,917	3,917	防波堤、防波堤(改良)、護岸、物揚場(イクス付) 物揚場、臨港道路、用地(埋立)、清浄海水供給施設	32%					
		平成23年度	1,178	5,095	防波堤、防波堤(改良)、物揚場(イクス付)、物揚場、 臨港道路、用地(埋立)、清浄海水供給施設	41%					
		平成24年度	1,657	6,752	防波堤、防波堤(改良)、臨港道路	55%					
		平成25年度	550	7,302	防波堤、防波堤(改良)、防風柵、 物揚場、臨港道路、用地(埋立)	59%					
		平成26年度	1,460	8,762	防波堤、防波堤(改良)、防風柵、物揚場、臨港道路	71%					
		平成27年度	241	9,003	防波堤、防波堤(改良)、物揚場	73%					
		平成28年度	300	9,303	防波堤	76%					
		平成29年度	190	9,493	防波堤	77%					
		平成30年度	393	9,886	防波堤	80%					
		令和元年度	351	10,237	防波堤	83%					
		令和2年度	660	10,897	防波堤	89%					
		令和3年度	180	11,077	防波堤	90%					
		令和4年度	237	11,314	防波堤	92%					
		令和5年度	474	11,788	防波堤	96%					
		令和6年度	512	12,300	防波堤	100%					

再評価書

様式2-2

事業環境の変化	港勢状況の変化 (社会・経済情勢の変化)	○当初評価時(H11年調査) 登録漁船数:497隻、当地区(漁港)組合員数:500名、属地陸揚げ量:1,006t ○前前回評価時(H20年調査) 登録漁船数:412隻、当地区(漁港)組合員数:382名、属地陸揚げ量:961t ○前回評価時(H26年調査) 登録漁船数:318隻、当地区(漁港)組合員数:238名、属地陸揚げ量:774t ○今回評価時(H31/R元年度調査) 登録漁船数:233隻、当地区(漁港)組合員数:245名、属地陸揚げ量:680t			
	地元情勢の変化	◆前回評価時から変更はない。 ・当漁港の整備計画の実施にあたっては、すでに地元自治体(大分市)及び漁港利用者である漁協及び地元住民等との協力体制は確立されている。地元や関係市からの漁港整備の要望も今でも強く、漁港施設の完成を待ち望んでいる。			
事業の必要性	必要性・緊急性	◆前回評価時から変更はない。 ・関アジ関サバ等は泊地内のイケースで漁師から「面買い(つらい)」され、一晩畜養後に翌日船で荷さばき所まで運搬される。その後、「活け締め」され各地に出荷されている。これらの行程の中で、イケースが物揚場に隣接していないことから非効率であることや「活け締め」作業等が非衛生的な状況となっている。 ・東日本大震災の影響を受け、地震・津波に対する心配が高まっている。 ◆整備の必要性については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。 ・出荷作業の効率化や衛生管理された魚を出荷するためには、外海の海水交換が可能な場所に物揚場(イケース付)、荷さばき所、清浄海水供給施設及び汚水処理施設等が必要である。 ・当該地区は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、早急に防災機能強化を図る必要がある。			
	整備効果	◆前回評価時から変更はない。 ・防波堤を改良し、静穏度のとれた水域を確保することで、急激な天候の悪化時等の避難が可能となり、地元船だけでなく外来船の安全にも寄与する。 ・漁業従事者の高齢化が進む中、各種漁港施設を整備することにより、主要産業である水産業の回復や水産物生産コストの削減に寄与する。 ・漁業従事者にとって安全で高率的であり、尚かつ快適な漁業活動が支援できることから、漁業経営基盤の強化が期待できる。 ・当地区には大きな水産会社が多く、地域の雇用の大半を担っており、整備に伴う生産性の向上は地域経済に大きな影響を与える。 ・防波堤の地震・津波対策を行うことで、南海トラフ地震による津波被害の軽減や被災後の漁業活動の早期再開が可能となる。			
事業手法・工法の妥当性	費用便益分析	費用便益比(B/C)	事業採択時	平成28年度 再評価時	今回(令和3年度) 再評価時
			1.3	1.6	1.1
	費用便益の分析	初回:総費用C=41.77億円、総便益B=52.13億円⇒B/C=1.3 前前回:総費用C=84.49億円、総便益B=93.20億円⇒B/C=1.1 前回:総費用C=144.92億円、総便益B=233.16億円⇒B/C=1.6 今回:総費用C=192.59億円、総便益B=209.19億円⇒B/C=1.1 ・費用の増は、物価上昇等による社会的増、環境配慮に伴う工事費の増によるもの。 総便益の減は、登録漁船数や属地陸揚げ量の減少、便益の算出方法を訂正したことによる。			
	工法の妥当性	◆前回評価時から変更はない。 ・漁港・漁場の施設の設計参考資料等により施設を設計。 ・各施設を設計するにあたっては、必要とする機能を検討するとともに、断面の比較検討等を行っている。			
	コスト縮減	◆前回評価時から変更はない。 ・漁港の施設整備計画については、各漁港における登録・利用漁船数及び経営個体数等を考慮し、施設の規模等を計画。 ・各施設を設計するにあたっては、必要とする機能を検討すると共に、断面の比較検討等を行い、コスト縮減に努めている。			
環境等への配慮	○環境等への配慮については下記のとおり。 ・公有水面埋立にあたっては、事前に生態系・騒音及び振動等に関する環境調査を実施すると共に、事業実施期間中の予測も踏まえ検討し、環境への配慮を十分行いながら工事を施工している。 ・各施設の基礎工の施工に関しては、汚濁防止フェンス等を設置し、周囲の海域へ濁りの影響のないよう配慮し施工している。 ・海中におけるコンクリート打設においては、水中での拡散が極めて少なく濁りが発生しにくい水中不分散性コンクリートを使用し、施工箇所付近にあるイケース等周辺環境に配慮している。				
事業実施環境	事業の実効性	◆前回評価時から変更はない。 ・当漁港の整備計画の実施にあたっては、地元自治体(大分市)、漁港利用者である漁協及び地元住民等との協力体制は確立されている。 ・当該年度ごとに漁協及び地元自治体(大分市)との協議・調整を行っている。			
	事業の成立性	◆前回評価時から変更はない。 ・漁港漁場整備法・特定漁港漁場整備事業計画(H14.6.3承認)			
	事業の特殊性	◆前回評価時から変更はない。 ・特になし			
対応方針	対応方針案	・「継続」			
	理由	・水産物の生産、安全管理及び流通機能強化の為の施設整備や外郭施設の地震・津波対策を行うことにより、水産物の安定的な供給や漁港背後集落の防災機能向上に繋がるため、漁港施設の整備は必要不可欠な事業であり「継続」としたい。			

事業箇所位置図



費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名 水産生産基盤整備事業 佐賀関漁港				
総費用 (A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 平成14年度 ～ 令和56年度	事業費		11,541,000	
	維持管理費	50年間	45,000	
		合 計		11,586,000
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間 平成15年度 ～ 令和52年度	水産物生産性向上便益		17,156,000	施設整備に伴う作業時間削減効果等
	漁業就業環境向上便益		414,000	施設整備に伴う労働環境の改善効果等
	生活環境向上便益		574,000	道路整備による移動時間短縮効果等
	非常時緊急時対処便益		17,178,000	津波対策に伴う被害軽減効果等
		合 計		35,322,000
総費用額 (C)	19,259,000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計		
総便益額 (B)	20,919,000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計		
費用便益 比率 (B/C)	20,919,000 / 19,259,000 = 1.086 ≒ 1.1			
(その他の整備効果)・・・貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外				
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理型漁港による関アジ・関サバのさらなる高品質化に伴う付加価値化の効果 漁業者ではない船舶所有者等、漁港利用者に対する経済的波及効果 観光客や来訪者の増加など地域への経済的波及効果 高齢者の就業機会や後継者の増加による効果 				

漁港整備事業 再評価チェックリスト

佐賀県漁港

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	前回	今回	状況（前回評価からの変化点及び現状）
事業の必要性	整備が必要な主な理由	現状の課題から事業が必要な主な理由	現状の課題から事業が必要な主な理由	■	■	・防波堤等の整備に伴う漁船の耐用年数の延長（変更無し） ・防波堤等の整備に伴う泊地の静穏度の保持（変更無し） ・防波堤等の配置変更に伴う漁船入りの利便性向上（変更なし） ・東南海・南海地震が起きた際には最大な被害が発生する恐れがある（変更なし）
		緊急を要する現状の課題	地域の特性による緊急性 水場量の維持増進につながるか 漁民の担い手確保・高齢化対策につながるか 当該事業を早急に実施しなければ、他事業の進捗等に著しい影響が生じる	□	■	・東南海・南海地震防災対策推進地域に指定（今回） ・防波堤改良（透過型）に伴う泊地の水質向上（変更なし） ・物揚場（Y付）の整備に伴う漁業就業環境の改善（変更なし） ・特になし（変更なし）
	○整備効果	関連事業との進捗調整等	漁業生産効率の向上	□	□	・特になし（変更なし）
		事業実施により得られる効果	防災機能の向上 労働環境改善 老朽化対策に係る効果等その他の効果	■	■	・準備、陸揚作業30分短縮（漁協開取り）（費用対効果分析での単年度便益項目である）（変更なし） ・防波堤の耐震・耐津波対策を実施（変更なし） ・労働作業環境ランクBーC（変更なし） ・特になし（変更なし）
	○費用対効果分析	費用便益分析（B/C）等	B/C 1以上の効果が見込まれる	■	■	・前回：B/C=1.6（23,316,394/14,492,499=1.6） ・今回：B/C=1.1（20,919,000/19,259,000=1.1）
		関係法令・技術基準等との適合 模数案の検討	関係法令や技術基準等への適合状況 事業効果及び経済性における工法の検討状況	■	■	・漁港・漁場の施設の設計の手引等の設計基準に準拠して設計している。（変更なし） ・各施設を設計するにあたっては、必要とする機能を検討すると共に、断面の比較検討等を行っている。（変更なし）
	○コスト削減	コスト削減に向けた具体的施策	コスト削減を図る計画となっている	■	■	・各施設を設計するにあたっては、必要とする機能を検討すると共に、断面の比較検討等を行い、コスト削減に努めている。（変更なし）
		地域材、建設副産物の有効利用	地域材の有効利用、地域内発生した建設副産物の使用	■	■	・基礎砕石に再生クラッシュヤラン等を使用（変更なし）
	○環境等への配慮	自然環境への配慮	周辺の自然環境への影響と負荷軽減対策	■	■	・公有水面埋立にあたり、事前に生態系・騒音及び振動等に関する環境調査を実施すると共に、事業実施期間中の予測も踏まえて検討し、環境への配慮を十分に行いながら工事を実施している。（変更無し） ・各施設の基礎工の施工に関しては、汚濁防止フェンス等を設置し、周囲の海域へ濁りの影響のないよう配慮し、施工している。（変更なし） ・水中でのコンクリート打設については、拡散や汚濁の発生が極めて少ない水中不分散性コンクリートを使用し施工している。（今回）
		周辺の住環境への配慮 景観への配慮 残土処理の状況 文化財の保護	周辺の住環境の状況と負荷軽減対策 周辺の景観への配慮 残土処理量の軽減対策と処理地での環境配慮 文化財等の調査及び保護	□	□	・特になし（変更なし） ・特になし（変更なし） ・発生土は埋立に利用（変更なし） ・特になし（変更なし）
○事業の実効性	地元要望、協力体制	地元要望、期成会等の地元組織がある	■	■	・地元自治体（大分市）及び漁港利用者である漁協及び地元住民等との協力体制は確保されている。地元や関係市からの漁港整備の要望も今でも強く、漁港施設の完成を待ち望んでいる。（変更なし）	
	市町村の協力体制 地元合意の難易度 法令等に基づく調整事項 上位計画等との関連	事業実施に対する関係市町村の同意状況 事業実施に対する受益者の同意状況 法令等に基づく調整事項がある 水産庁の漁港漁場長期計画との整合 その他（長寿命化計画など）	■	■	・地元漁協、地元住民及び大分市の同意は取れている。（変更なし） ・地元漁協及び地元自治体との協議を行い、漁港整備計画を立案（変更なし） ・海上工事を実施する際には、海上保安部との協議を実施（変更なし） ・特定漁港漁場整備事業計画（変更なし） ・漁港施設機能保全計画策定済み（変更なし）	
○事業の成立性	事業の根拠法令・採択要件	事業実施に係る根拠法令（採項） 事業の採択基準、適合状況	■	■	・水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用第1実施基準及び事業内容（変更なし） ・事業実施要領、要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している。（変更なし）	
	他事業との関連 施工時期、期間の制限 技術的難易度	他事業の実施状況、連携による効果、進捗状況等 工事の時期や期間に制限がある（観光地等） 技術面からの事業の実現性	□	□	・特になし（変更なし） ・特になし（変更なし） ・特になし（変更なし）	
○事業の特殊性	技術的難易度	技術面からの事業の実現性	□	□	・特になし（変更なし）	

* 評価項目（小項目細別）は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

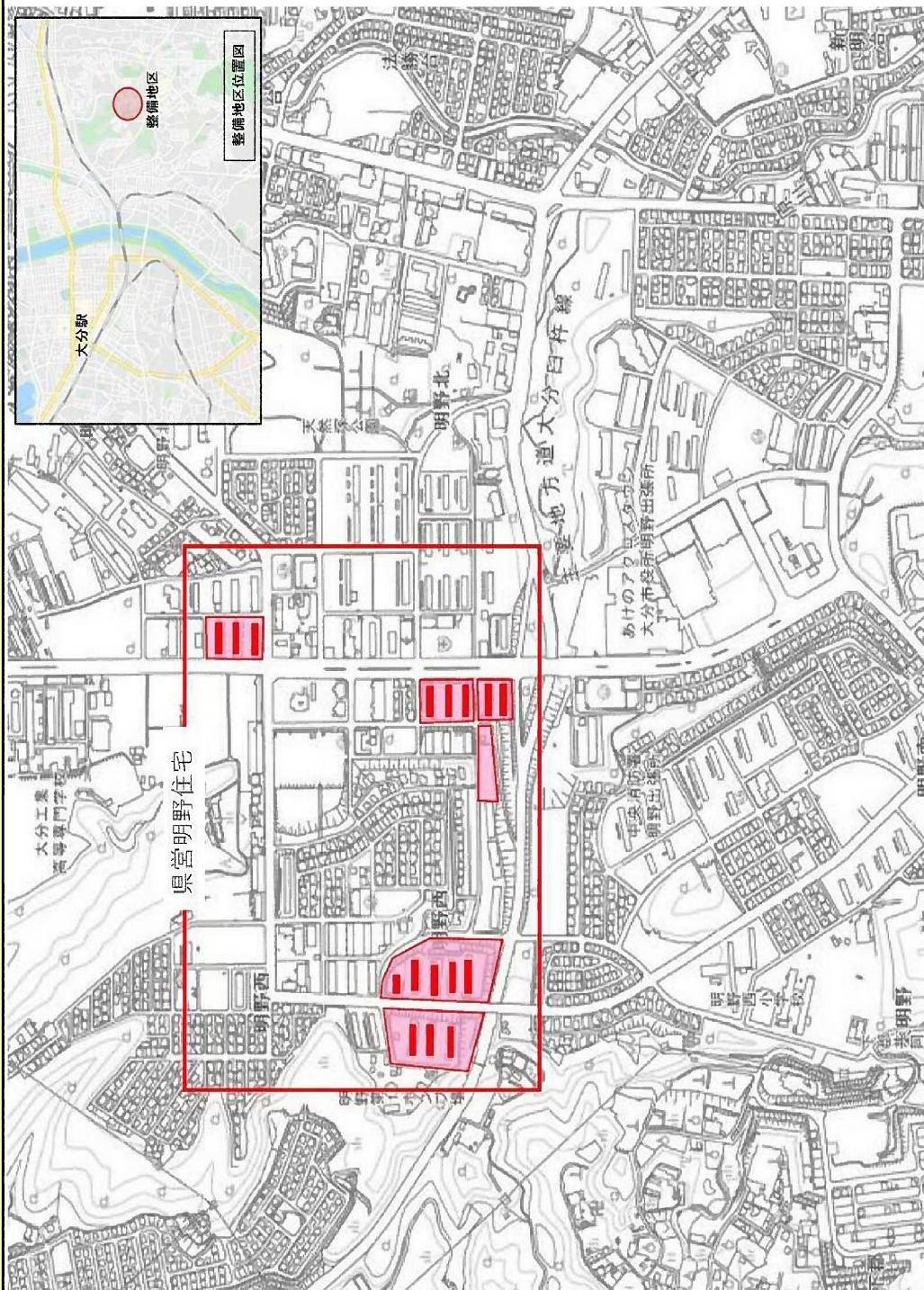
* 該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。前回～今回で記述に変更があった項目については■とした。

事前評価書

年度	令和3年度
整理番号	
事業主体	大分県

事業名・路線名等	公営住宅等整備事業 県営明野住宅	
所在地	大分市明野西1丁目、2丁目、明野北1丁目	
事業概要	事業の目的	老朽化した公営住宅を建て替え、高齢者等に配慮した居住環境を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。
		<p>【解体】 計 565戸(16棟(4階建 6棟、5階建 10棟))、 集会所2棟</p> <p>【新築】 計 約300戸(想定5棟(9階建 4棟、4階建 1棟))、 集会所2棟</p> <p>【住戸規模】 約40㎡(1DK):70戸、約50㎡(1DK・2DK):70戸、約55㎡(1LDK・2DK):100戸、 約65㎡(2DK・2LDK):40戸、約70㎡(2LDK・3DK):20戸</p>
	事業費	C=7, 149百万円
事業の実施計画	完成予定年	着手から8年(令和11年度)
	事業段階毎の実施計画	<p>1年目 地形測量、地質調査</p> <p>2年目 基本設計、実施設計、B区画仮移転</p> <p>3年目 B区画解体、B、C-1区画建設</p> <p>4年目 B、C-1区画建設継続</p> <p>5年目 B、C-1区画建設完成、A区画解体、C-2・3区画解体</p> <p>6年目 A区画建設</p> <p>7年目 A区画建設完成</p> <p>8年目 D区画解体</p>
事業の必要性	必要性・緊急性	<ul style="list-style-type: none"> ・築50年以上が経過しており、建物や設備の老朽化が進行し、建て替えが必要となっている。 ・入居者の高齢化が進み、エレベーター設置や住戸内バリアフリー化等の高齢者等に配慮した対応を図る必要がある。 ・現在の生活の設備水準に適した浴槽の設置や3点給湯(台所、浴室、洗面所の3カ所)の整備が必要。
	整備効果	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化を図るなど設備等の居住水準の向上を図り良質な公営住宅を供給する。 ・住戸内の木質化が可能な部分に木材を使用することによって、県産材の利用促進を図る。(造り付け収納や間仕切壁の軸組に県産材を使用する予定) ・戸数の縮減により、管理の効率化と供用戸数の適正化を図る(明野地区全体で1.7割減)。
事業手法・工法の妥当性	費用対効果分析	B/Cは 0.9≧0.8となっており、費用に対する効果は認められる。 また、バリアフリー化や設備の更新により居住環境が改善される。 (総費用57.5億円、総便益52.1億円 → B/C=0.91)
	工法の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅法による整備基準、建築基準法の構造規定に従い設計する。 ・設計をする際には、建物の高層化に配慮し、事前に地質調査を行い安全性を確認する。 ・整備する住戸の規模やタイプは、既存入居者の状況や新規入居者に配慮し計画している。
	コスト縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な造成を行わず、現状の敷地形状を活かすことで、環境に配慮するとともに造成費を削減。 ・コストや家賃への負担が過大にならないよう配置計画や規模・住戸タイプの検討を行っている。
	環境等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・日影検討を設計段階で実施し、近隣住宅に対して日照の影響を考慮したプランとする。 ・敷地周辺を緑化することで、周辺環境と調和のとれたプランとする。 ・「排出ガス対策型建設機械指定要領」等に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用する。 ・近隣は住宅地であるため、工事車両の走行については、徐行し、騒音や振動の発生を最小限に抑える。 ・既存団地の建替事業のため、生物に与える影響は少ない。 ・地盤の計画高さは、既存の地盤形状から大きく変えない計画とすることで残土量を抑える計画とする。
事業実施環境	事業の実効性	・入居者、地元自治会へは、建替手法の検討をお知らせしたうえで、調査委託実施中。今後、調査委託の終了後、具体的なスケジュール等が決まった際に、入居者への説明会を予定している。
	事業の成立性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主体:公営住宅の供給を行う地方公共団体(公営住宅法第2条1項十五号) ・社会資本整備総合交付金の対象要件に基づき実施。 ・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の取組の対象
	事業の特殊性	・PFI方式での実施を検討中
対応方針	・以上のとおり事業の必要性が認められることから、本事業を実施したい。	

事業箇所位置図



費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名				
総費用(A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 令和4年～ 令和81年	用地費		267,177	
	建設費		4,663,636	
	修繕費		5,659,301	
	調査設計費		347,158	
(期間の内訳) 事業期間 令和4年～ 令和11年				
維持管理期間 令和8年～ 令和81年				
	合 計		10,937,273	割引前の総費用
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間 令和8年～ 令和81年	家賃		16,600,276	
	駐車場利用料		687,273	
	用地残存価値		267,177	
	建物残存価値		932,727	
(期間の内訳) 事業完了まで 令和8年～ 令和11年				
事業完了後 令和12年～ 令和81年				
	合 計		18,487,454	割引前の総便益
総費用額(C)	5,754,456	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計		
総便益額(B)	5,210,477	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計		
費用便益比 (B/C)	5,210,477 / 5,754,456 = 0.91 ≒ 0.9 > 0.8 OK (少数第2位計算結果を表記した後に四捨五入して、1位表示する。)			
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外				
<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーや設備の充実による良好な県営住宅の供給 ・児童遊園や集会所の整備による地域コミュニティの向上 				

※現在価値化の基準時点は、評価を実施する年度とする。

県営住宅建設事業 事前評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	該当及び適否 必須 優先	小項目の具体的な内容
事業の 必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主な理由	現状の課題から事業が必要な主な理由	○	建物や設備の老朽化が進行し、建替が必要となっている。
			耐火性能の向上の有無	○	耐火構造及び現行の避難基準に沿った整備が求められる。
		緊急を要する現状の課題	避難用地の有無	○	住棟を集約化し高層化により空地(駐車場を含む)が確保される。
			事故・災害への配慮	—	
			高齢者等への配慮	○	専用部分及び共用部分共に、高齢者等配慮対策等級3を取得する。
			高齢者生活相談所等の設置	○	団地内に集会所を設置し、住民の憩い、交流の促進を図る。
			車いすへの対応	○	バリアフリー化により、車椅子利用の居住性も向上する。
			住宅困難者への住宅供給	○	低額所得者、被災者、子供を養育する家庭等の「住宅確保要配慮者」への供給
			関連事業との進捗調整等	—	
			高齢者対応住戸数	○	バリアフリー化住戸率が増加する。
○整備効果	エレベータ設置住戸数	○	エレベータ設置住戸率が増加する。		
	コミュニティの活性化	○	集会所・児童遊園の設置によりコミュニティの活性化が図られる		
事業手法 ・工法の 妥当性	○費用対効果分析 (B/C) 等 ○工法の妥当性	産業の振興	○	住戸内の木質化が可能な部分に木材を利用することによって県産材の利用促進を図る。	
		その他の効果 (長寿化、過疎振興 等)	—	間取りの多様化により、入居する世帯に対応した住戸タイプの供給が可能となる。	
		B/Cの判定	○	B/C=0.9 ≧ 0.8 OK	
		関係法令及び技術基準等への適合状況	○	関係法令及び公営住宅法、公営住宅等整備基準 (高齢者配慮、維持管理の向上ほか) に従い設計する。	
		複数案の検討	○	住宅の集約化において、複数案を検討している。	
		コスト縮減に向けた具体的施策	○	コスト及び家賃への影響を考慮し、住戸規模、規模別戸数を計画をしている	
		地域材、建設副産物の有効利用	○	現地盛高さを大きく変えない設計とすることで、環境に配慮するとともに造成費を削減	
		自然環境への配慮	○	敷地周辺を緑化することで、周辺環境と調和のとれたプランとする。	
		周辺の住環境への配慮	○	建替により整備する集会所や児童遊園等は周辺住民の利用にも配慮した計画とする。	
		景観への配慮	○	周辺景観と馴染む様に、色彩等に考慮する。	
事業の実効性	○事業の実効性	排水処理対策	○	公共下水に接続し、適切に処理する。	
		残土処理の状況	○	現地盛高さを大きく変えない設計とすることで、残土量を最低限に抑える計画とする。	
		文化財の保護	○	埋蔵文化財の指定はされていない区画となっているが、施工時は十分に配慮して、文化財が確認された場合は保護を優先させる。	
		地元要望、協力体制	○	居住者に対して説明会を実施する予定。	
		市町村の協力体制・要望	—		
		用地取得の難易度	—		
		法令等に基づく調整事項	○	建築基準法等の適用による変更申請、エントリ一合理化に関する法付による届出、大分市建築条例による届出、土壌汚染防止法による届出を行	
		上位計画等との関連	○	建替が必要な住棟として位置づけられている。	
		事業の根拠法令・採択要件	○	大分県地域住宅計画に位置づけられている。	
		他事業との連携	○	公営住宅法第5条第1項に基づき事業を実施する	
事業の 実施環境	○事業の特殊性	他事業との連携	○	公営住宅等整備基準に適合している。	
		施工時期、期間の制限	—		
		技術的難易度	—		

* 評価項目 (小項目の細別) は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

* 「該当及び適否」の欄で該当して適であれば「○」、該当するが不適であれば「×」、該当しなければ「—」を記入する。

* 「該当及び適否」の欄の「必須」の欄が「○」でなければ採択は不可とする。

再評価書

様式2-1

事業の概要	事業名・路線河川港地区名等	ヨウワカイシュウ ジギョウ 港湾改修事業		チホウヨウワン ウスキョウ サガ マツチク 地方港湾 臼杵港 下り松地区					
	所在地・工区名	ウスキン オオアザイタヤ 臼杵市大字板知屋							
	事業の目的	フェリーと他の船舶の分離による航路の安全性の向上及び災害発生時の緊急物資輸送の拠点港の整備による防災機能の向上、フェリーターミナルの老朽化の対応等のため、下り松地区に新しいフェリーターミナルと緑地の整備を行う。 また、増加する貨物需要に対応するため、2期計画の2バース目の整備を行う。							
	再評価基準	再評価後5年経過、大幅な計画変更、大幅な事業費の増							
	未着工・未完了の理由	1期計画については軟弱地盤の沈下対策及び2期計画の整備による事業期間の延伸のため。							
	事業採択年度	採択年度： 平成15年度		着工年度： 平成19年度					
	事業実施予定期間	当初計画： 平成15年度～平成21年度		第3回再評価：平成15年度～令和12年度					
		第1回再評価：平成15年度～平成29年度							
		第2回再評価：平成15年度～令和2年度							
	全体事業概要	計画概要	(1期計画)		(2期計画)				
【係留施設】		岸壁(-5.5m) L=140m、可動橋 1基		岸壁(-5.5m) L=140m、可動橋 1基					
【外郭施設】		防波堤 L=290m、緑地護岸 L=298m、 本護岸 L=88m、仮護岸 L=420m		防波堤 L=80m、緑地護岸 L=42m、 本護岸 L=57m					
【水域施設】		泊地・航路(-5.5m) A=8.8ha V=181,000m ³		泊地・航路(-5.5m) A=1.4ha V=17,000m ³					
【土地造成】		埠頭用地 A=2.3ha、緑地 A=4.2ha		埠頭用地 A=1.1ha、緑地 A=0.2ha					
		当初計画		第1回変更(平成23年度)	第2回変更(平成28年度)	第3回変更(令和3年度)			
計画期間		平成15年度～平成21年度		平成15年度～平成29年度	平成15年度～令和2年度	平成15年度～令和12年度			
対象船舶		フェリー 2,500総トン		フェリー 2,500総トン	フェリー 4,000総トン	フェリー 4,000総トン			
岸壁諸元		L=130m(水深5.5m)		L=130m(水深5.5m)	L=140m(水深5.5m)	L=280m(水深5.5m)			
工種		数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)		
緑地(護岸)		298m	1,374.0	298m	1,795.0	298m	1,795.0	340m	1,982.0
防波堤		290m	2,106.0	290m	1,994.0	290m	1,994.0	370m	2,400.0
岸壁		130m	2,454.0	130m	2,554.0	140m	3,282.0	280m	7,707.0
道路		250m	50.0	250m	50.0	250m	50.0	250m	50.0
泊地・航路		102,000m ³	308.0	181,000m ³	400.0	181,000m ³	400.0	198,000m ³	1,113.0
埠頭用地	23,000m ²	370.0	23,000m ²	482.0	23,000m ²	482.0	34,000m ²	3,388.0	
仮護岸	120m	310.0	420m	769.0	420m	769.0	420m	769.0	
本護岸					88m	1,473.0	145m	2,327.0	
計		6,972.0		8,044.0		10,245.0		19,736.0	
変更内容・理由	・事業費の増は、1期計画の軟弱地盤の沈下対策及び2期計画の整備による。 ・事業期間の延伸は、1期計画の圧密沈下の検討・対策等や2期計画の整備の増による。								
事業費の推移	事業進捗の状況	・平成15年度に事業採択された後、平成19年度より本工事に着手した。 ・1期計画の令和2年度末の事業進捗率は85%(事業費ベース)となっている。							
		事業年度	年度事業費	累計事業費	工種	進捗率%	摘要		
		全体(当初)	19,736.0	単位:百万円	I期(13,292百万円)	II期(6,444百万円)			
		H22年度まで	3,305.0	3,305.0	防波堤、仮護岸、護岸		16.7%		
		H30年度まで	5,657.4	8,962.4	防波堤、岸壁、仮護岸、護岸		45.4%		
		R1	1,454.4	10,416.8	岸壁、航路・泊地		52.8%		
		R2	832.5	11,249.3	岸壁、航路・泊地、護岸		57.0%		
		R3	1,233.9	12,483.2	岸壁、道路、緑地		63.3%		
		R4	1,330.0	13,813.2	埠頭用地	岸壁、埠頭用地	70.0%		
		R5	609.0	14,422.2	埠頭用地	岸壁	73.1%		
	R6	609.0	15,031.2		岸壁	76.2%			
	R7	609.0	15,640.2		岸壁	79.2%			
	R8以降残	4,095.8	19,736.0		岸壁、防波堤、埠頭用地	100.0%			

再評価書

様式2-2

事業環境の変化	利用状況の変化 (社会・経済情勢の変化)	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年3月に、東九州自動車道の分県内区間が全線開通。 平成28年4月に、東九州自動車道の北九州市～宮崎市間が開通。 平成31年1月に、中九州横断道路朝地～竹田間開通、令和2年10月に、熊本県内北側復旧ルート開通 ・前回評価時からフェリーのトラック等の乗船台数は増加しており、物流に対してのニーズが増加している。 ※トラック台数：平成27年 104,738台 令和元年 128,461台 (22.6%増) 乗用車台数：平成27年 97,271台 令和元年 106,161台 (9.1%増) ・需要の増加に対応して、フェリー運航事業者はフェリーの大規模化を検討している。 ・輸送形態が変化し、トラックのシャーシのみの輸送が増加。 				
	地元情勢の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・地元臼杵市や商工会議所、フェリー運航事業者からの要望も強く、事業実施への理解、協力は得られている。 ・県、市、地元漁協や商工会議所等による臼杵港活用検討委員会や新臼杵港活用推進協議会が開催されるなど新港への期待が高まっている。(H26、H27、H29、H30) 				
事業の必要性	必要性・緊急性	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の臼杵港では、フェリー、漁船、貨物船が狭い泊地や航路で輻輳し危険な状況である。 ・発生危険性が高まっている南海トラフの地震の際、早急に復旧可能な緊急物資を受け入れるための耐震強化岸壁や荷さばき用地(緑地)の整備が必要である。 ・既存のフェリーターミナルの老朽化が著しく、可動橋等の補修が必要である。 ・フェリー運航事業者は概ね20年で船舶の更新をしているが、その際検討される需要増に対応した大型化や増便への対応が必要である。 				
	整備効果	<ul style="list-style-type: none"> ○安全、安心 <ul style="list-style-type: none"> ・フェリーターミナルの移設により、港内における他の船舶との輻輳が解消され事故リスク・乗務員の負担軽減等、輸送の安全性が向上。 ・緊急物資輸送施設、緊急物資の荷さばき用の用地の整備による防災面の機能向上。 ・2バス目の整備により、過密ダイヤを解消し、積卸し作業の安全性の向上。 ○地域経済 <ul style="list-style-type: none"> ・船舶の大型化に対応が可能となり、物流コストの低減及び利便性向上による貨物量の増加。 ・フェリーの大型化や増便に対応により、物流コストの低減や利便性が向上 ○住民生活 <ul style="list-style-type: none"> ・緑地の整備に伴う、地域住民及び港湾利用者の憩いの場の創造。 ○環境 <ul style="list-style-type: none"> ・船舶利用により、陸上輸送距離が短縮する区間においては、車両からのCO2やNOxの排出量が削減。 				
事業手法・工法の妥当性	費用便益分析	費用便益比(B/C)	事業採択時	H23 再評価時	H28 再評価時	今回 再評価時
			—	2.1 (残事業 3.7)	1.4 (残事業 4.7)	1.3 (残事業 4.5)
	費用便益の分析	前回：総費用C=121.7億円、総便益B=166.7億円 ⇒ B/C=1.4 今回：総費用C=243.2億円、総便益B=317.7億円 ⇒ B/C=1.3				
	工法の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設については、港湾法や、それに基づく港湾の施設の技術上の基準を定める省令によって設計を行っている。 ・1期計画の事業費増の主な原因は、埠頭用地部分に県内でも稀な軟弱地盤があり、圧密沈下の収束までに長期間を要することが判明したためであるが、対策工法については学識経験者等で構成される軟弱地盤対策検討委員会を設置し、経済性を踏まえて現地に適した工法を選定した。 				
事業実施環境	コスト削減	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設については、構造形式の比較(重力式、杭式等)を行いコスト削減を考慮した設計を行っている。 ・埋立土は、周辺の公共工事(臼杵川河床掘削等)の発生土を受入れてコスト削減を図っている。 				
	環境等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・工事着手前に行った環境調査では、希少種等は確認されていない。 ・フェリーターミナルと住宅地の間に緑地の整備を行うことにより、空間の分離及び生活環境への配慮を行っている。 ・低騒音、低振動の建設機械を使用することにより、生活環境に配慮している。 ・施工時は汚濁防止膜を設置することにより、自然環境を保全している。 				
	事業の実効性	<ul style="list-style-type: none"> ・1期計画については、漁協等関係機関との調整は完了済みであり、今後も計画通り整備を推進していくことが可能である。 ・用地については全て取得済み。 				
対応方針	事業の成立性	<ul style="list-style-type: none"> ・地方港湾審議会により決定された港湾計画に位置付けられている。 ・九州の東の玄関口としての拠点化戦略(H29.3策定)において、港の機能強化が必要な港と位置づけられている。 				
	事業の特殊性	<ul style="list-style-type: none"> ・対岸の八幡浜港でも大型化や耐震化に対応した新フェリーバース2バースが令和4年4月の供用開始を目標に整備中であり、効率的な利用が可能となる。 				
対応方針	対応方針案	・継続				
	理由	船舶の輻輳の解消による安全・安心の確保、船舶の大型化や増便への対応により効率的な物流サービスを支援、緑地整備による生活や環境の改善が見込まれ、港湾利用者の要望も強いことから、事業は継続したい。				

費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名	港湾改修事業 地方港湾 白杵港 下り松地区			
総費用 (A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 H15～R12	港湾整備費	岸壁280m、防波堤370m等	18,262,277	(残事業 6,593,818)
	維持管理費		4,485,545	(残事業 4,485,545)
				(残事業 11,079,363)
		合 計		22,747,822
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間 R6～R62	陸上輸送費用コストの削減		79,041,610	(残事業 79,041,610)
	旅客移動費用コストの削減		1,309,860	(残事業 1,309,860)
	緊急物資等輸送コストの削減		4,690	(残事業 4,690)
	一般貨物等輸送コストの削減		1,725,920	(残事業 1,725,920)
	施設被害回避効果		1,537,770	(残事業 1,537,770)
	利用環境の向上便益		1,781,000	(残事業 1,781,000)
	交流機会の増加便益		1,959,500	(残事業 1,959,500)
	供用期間終了後も残る施設の価値(土地等)		817,280	(残事業 817,280)
				(残事業 88,177,630)
	合 計		88,177,630	割引前の総便益
総費用額 (C)	24,323,092	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計(残事業 7,121,030)		
総便益額 (B)	31,768,206	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計(残事業 31,768,206)		
費用便益 比率 (B/C)	$\frac{31,768,206}{24,323,092} = 1.3$ (残事業 $\frac{31,768,206}{7,121,030} = 4.5$)			
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外				
<ul style="list-style-type: none"> ・安全性の向上 港内における船舶の輻輳の解消による事故リスク・乗務員の負担軽減等、輸送の安全性の確保 大規模地震災害時における緊急物資の荷さばき用の用地の確保 ・荷主企業の販路拡大(新たなビジネスチャンスの創出) 南九州地方の農水産物を四国、関西地域に販売 ・税収や雇用機会の増加 荷主企業の生産・販売量や、物流関連企業の取扱貨物量の増加による事業活動の拡大 				

港湾改修・整備事業 再評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	前回	今回	状況（前回評価からの変化点及び現状）			
事業の必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	地域産業の振興 防災機能の導入	■	■	貨物需要の増加、地域産業の活性化への貢献及び周辺環境の改善（変更無） 大規模地震災害時における緊急物資輸送等の対策（変更無）			
		緊急を要する現状の課題	重大な被災を受けた事があるか、災害の発生の危険性が極めて高い フェリー航路の有無	■	■	南海トラフ巨大地震の発生により、臼杵市は最大、震度6弱、津波高7mの想定 大分県臼杵港-愛媛県八幡浜港 1日14便（変更無）			
	○整備効果	関連事業との進捗調整等	現状の港湾活動に伴う周辺環境への悪影響の除去	■	■	フェリーと他の貨物船等を分離し安全な航路を確保、現在のフェリーターミナルの老朽化の解消（変更無）			
		事業実施により得られる効果	物流コストの低減、競争力の向上、背後圏地域の活性化	■	■	八幡浜港におけるフェリーターミナル改修（大型化） 船の大形化による物流コストの低減（変更無） 船舶の輻輳が解消されることにより事故リスク・乗務員の負担軽減等輸送の安全性確保に寄与（変更無）			
事業手法・工法の妥当性	○費用対効果分析	費用便益分析（B/C）等	B/C1以上、もしくは貨幣化が困難な効果を考慮した場合に費用を超えた効果が見込まれるか	■	■	大規模地震災害時における緊急避難及び緊急物資輸送施設（変更無） 施設整備により、現在の環境が以前より良好、災害時の避難場所を提供、レクリエーション施設の提供等（変更無）			
			関係法令・技術基準等との適合	関係法令、港湾施設の技術上の基準等に適合し、地勢条件等を勘案して妥当な工法を採用している	■	■	B/C=1.4（前回）→1.3（今回） ・港内における船舶の輻輳の解消による事故リスク・乗務員の負担軽減等輸送の安全性確保（変更無） ・大規模地震災害時における緊急避難用地の確保（変更無）		
	○コスト削減	コスト削減に向けた具体的な施策	複数案の検討	事業の効果が経済性において複数案の検討がされている	■	■	適用法令は港湾法、港湾施設の技術基準は港湾施設の技術上の基準であり、適合した工法を採用（変更無） 構造物毎に、複数案の検討を行い決定している（変更無）		
			地域材、建設副産物の有効利用	コスト削減に向けた工種・工法の導入	■	■	臼杵川河川事業の河床掘削土を受け入れコスト削減を図る（変更無） 埋立土に現地発生した土質を利用（変更無）		
	○環境等への配慮	自然環境への配慮	周辺の住環境への配慮	環境に配慮した事業である	■	■	環境調査の結果、希少種等は発見されていない（変更無） 港と親しむことのできる快適な水際空間を創出する緑地を整備（変更無）		
			景観への配慮	設置施設が周辺景観と馴染むような対策を行う	■	■	設置施設は住宅等と離れている（変更無）		
			残土処理の状況	残土処理量の低減対策と処理地での環境配慮を行う	■	■	埋立地と住宅地の間に緑地を整備し、違和感がない、目立たない対策を実施（変更無） 残土は全て起業地内で処理（変更無）		
			文化財の保護	文化財等の調査及び保護を行う	■	■	起業地内の文化財調査を行った結果、確認されなかった（変更無）		
			○事業の実効性	地元要望、協力体制	地元要望の有無、期成会等の地元組織の有無	要望書の提出・陳情の有無、期成会等の地元組織の有無	■	■	地元からH24年5月から毎年、要望書が提出されている 地元で臼杵港利活用検討委員会が開催された
					市町村の協力度	地元漁協の了解があるか	■	■	漁協の同意書を取得している（変更無）
○事業の成立性	法令等に基づく調整事項	上位計画等との関連	港灣計画に位置付けられた事業である	■	■	市役所及び地元区長が適宜事業推進の調整を図っている（変更無） 地元住民の理解は得られており、用地は全て取得済			
		事業の根拠法令・採択要件	事業実施に係る根拠法令（条項）	■	■	都市計画法、文化財保護法等に係る調整事項（変更無）			
		他事業との連携	他事業との連携により整備効果が大きくなる	■	■	大分県地域防災計画に記載（変更無） 港灣計画に基づいた計画である			
		施工時期、期間の制限	工事の時期や期間に制限がある（観光地等）	■	■	地域防災計画、地域防災緊急事業五箇年計画に位置付けられている（変更無） 地域再生法に基づき実施（変更無） 地域再生法に既に定された事業内容、採択基準の要件に適合している（変更無）			
○事業の特殊性	技術的難易度	技術面からの事業の実現性	■	■	臼杵川河川事業の河床掘削土を受け入れコスト削減を図る（変更無） 対岸の八幡浜港の新フェリーターミナルが令和4年4月供用開始を目標に整備中				

* 評価項目（小項目細別）は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

* 該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。